

すこやかな妊娠と出産のために 市の母子保健サービス

- 一般不妊治療等助成制度
 - 対象者 夫または妻のいずれかが市内在住で、医療保険に加入している、医師に一般不妊治療の必要があると認められた法律上の夫婦
 - 対象期間 今年3月～来年2月の診療分
 - 対象診療 不妊検査、治療の効果を確認するための検査、一般不妊治療、人工授精
 - 継続する2年間が助成対象
 - 助成額 1夫婦1年度につき自己負担額の2分の1で、上限額5万円
 - 申し込み 来年3月23日(金)までの(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分(例)休、12月29日(休)～来年1月3日(火)を除く)に、申請書類一式、領収書の原本、健康保険証(夫婦分)、印鑑(夫婦分)を持って、市保健センターへ
- マタニティマークを知っていますか？
 - 妊婦中、特に初期は、赤ちゃんの成長とともに、お母さんの健康を維持することがとても大切。マタニティマーク



は、バッグなどにつけることで、妊産婦であることを周囲の人に伝え、配慮しやすくなるものです。市保健センターでは、母子健康手帳交付時に、マタニティマークのキーホルダーを配布しています。外出時に活用してください。



健康状態を記録するものです。母子の健康を守り、健やかな子育てのために必要な情報を掲載しています。

■妊婦健康診査(妊婦健診)を必ず受けましょう
定期的な健診を受け、おなかの赤ちゃんの成長と、妊婦の体と心の健康を守りましょう。

＜受診票の取り扱い＞
●転入の場合 転入前の市区町村で交付された受診票は、市保健センターで安城市の受診票と交換してください。

●転出の場合 安城市の受診票は使用できません。転出先の市区町村へ相談してください。

●その他 県外や助産院での受診は、医療機関で健診料を支払い、市保健センターで還付手続きをします。来年2月までの受診分は、来年3月30日(金)までに申請してください。

■「ごんには赤ちゃん訪問」をしています

●内容 看護師・保健師による自宅訪問。子育てに関する不安・悩み相談、子育て支援情報誌などの配布

●対象 生後4カ月未満の赤ちゃんがいる全ての家庭
※生後3カ月を過ぎても訪問を受けていない人は、連絡してください。

●その他 子育ての不安は、身近な経験者や市保健センターへ相談してください

困っている様子を見かけたら、優しく声をかける

●近くで喫煙しない

●電車やバス内で、席を譲る

■母子健康手帳を受け取りましょう
妊娠に気づいたら、医療機関で妊娠届出書をもらい、早めに市保健センターで受け取りましょう。手帳交付時に、次回の妊婦健診から費用助成を受けられる受診票などを差し上げます。

母子健康手帳は、母と子の

■「ごんには赤ちゃん訪問」をしています

●内容 看護師・保健師による自宅訪問。子育てに関する不安・悩み相談、子育て支援情報誌などの配布

●対象 生後4カ月未満の赤ちゃんがいる全ての家庭
※生後3カ月を過ぎても訪問を受けていない人は、連絡してください。

●その他 子育ての不安は、身近な経験者や市保健センターへ相談してください

■母子健康センター
☎876-1133

問▶防災危機管理課(☎71)2220

生け垣のススメ

■ブロック塀には要注意

強い地震が発生すると、ブロック塀の倒壊による被害が心配されます。昭和53年に発生した宮城県沖地震では、仙台市を中心にブロック塀の倒壊で11人が死亡。平成7年の阪神・淡路大震災でも、ブロック塀などの倒壊で約1500件の被害がありました。地震の際は、「ブロック塀に近寄らない・すぐに離れる」ことが大切です。

ブロック塀には、揺れに弱いものや老朽化しているものがあり、大変危険です。特に通学路や人通りの多い道路沿いの塀は、早めに専門家の点検を受け、補強などをしてください。

■オススメは生け垣

市では、塀を設置する人、修繕する人などへ、生け垣を勧めています。生け垣は、ブロック塀よりも安全性が高い上、緑化の推進や良好な生活環境づくりにも優れて

います。温度や湿度、通風の調整に役立ち、防暑・防寒の効果もあります。また、樹木の種類によっては防火効果や、花・果実を楽しむこともできます。地震発生による倒壊で、被害が拡大する心配はほとんどありません。

被害発生時には、救助・避難・物資供給などのため、交通網の確保が必須。塀の倒壊で交通網が寸断されないためにも、道路沿いを生け垣にすることが大切です。

道路沿いの生け垣設置には補助制度があります。詳しくは公園緑地課(☎71)2244へ問い合わせてください。



生け垣は、倒壊などの心配が少ない

パブリックコメント制度による意見募集

- ①あんジョイプラン6(案)
 - 内容 全ての高齢者を視野に入れ、介護保険対象外の高齢者への福祉サービスや、地域における高齢者の福祉全般にわたる施策も含む「老人福祉計画」と、介護保険の給付対象サービスごとの見込み量などを定め、介護保険料を算定する「介護保険事業計画」を合わせた計画
 - ②安城市暴力団排除条例(案)
 - 内容 市・市民・事業者が一体となって暴力団の排除を推進するため、新たに制定する条例
 - ③安城市交通安全条例(案)
 - 内容 これまでのものに、「高齢者の事故の防止」「飲酒運転の根絶」「自転車事故の防止」を追加したもの
 - ④第3期安城市障害福祉計画(案)
 - 内容 各年度の障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるもの
- 計画・条例(案)の閲覧
- とき ①④↓12月15日(休)～来年1月13日(金)、②③↓12月18日(月)～来年1月16日(月)、いずれも午前8時30分～午後5時15分(閉庁・休館日を除く)
- ところ 市政情報コーナー、文化センター、各地区公民館と、①は介護保険課・各福祉センター・社会福祉会館、②③は市民安全課、④は障害福祉課・各福祉センター・社会福祉会館
- ※市公式ウェブサイトにも掲載。
- 意見を提出するには
各閲覧期間中に、住所・氏名(法人の場合は、名称・代表者氏名)を記入し、下記のいずれかで提出してください。
※電話での意見提出は不可。個別には回答しません。

計画・条例名	①あんジョイプラン6(案)	②暴力団排除条例(案) ③交通安全条例(案)	④障害福祉計画(案)
持 参	介護保険課	市民安全課	障害福祉課
郵 送	〒446-8501 安城市役所介護保険課	〒446-8501 安城市役所市民安全課	〒446-8501 安城市役所障害福祉課
ファクス	<74>6789	<72>3741	<74>6789
Eメール	kaigo@city.anjo.aichi.jp	anzen@city.anjo.lg.jp	shofuku@city.anjo.aichi.jp
ウェブサイトから送信	市公式ウェブサイト内パブリックコメント (http://www.city.anjo.aichi.jp/toiawase/iken/index.html)へ		

